

公立大学法人京都市立芸術大学予算規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(令和6年4月1日一部改正)

第1章 総則

(目的等)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大会計規則（以下「会計規則」という。）

第8条の規定に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）における予算の編成、執行等に係る手続について定めることにより、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

2 予算の手続その他必要な事項については、法令及び法人の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「年度計画予算」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項に規定する中期計画（中期目標を達成するための計画）に基づき、教育研究その他業務運営に関する毎事業年度ごとの計画を計数化したものをいう。

第2章 年度計画予算の編成

(予算編成方針)

第3条 理事長は、年度計画予算の編成に当たっては、毎事業年度ごとの予算の編成に関する基本的な方針（以下「予算編成方針」という。）案を作成する。

2 理事長は、予算編成方針案を経営審議会において審議し、理事会の議を経て決定する。

(予算案の作成)

第4条 予算責任者（会計規則第9条第1項の予算責任者をいう。以下同じ。）は、予算編成方針に基づき、年度計画の実施に必要な予算案を作成し、理事長に提出しなければならない。

(予算の編成)

第5条 理事長は、前条の規定により提出された予算案を調整し、会計規則第8条の規定に基づき、年度計画予算を決定する。

第3章 年度計画予算の執行

(収入予算の確保)

第6条 経理責任者は、年度計画予算に基づき、収入予算に定める収入額の確保に努めなければならない。

(支出予算の執行)

第7条 経理責任者は、年度計画予算に基づき支出予算を執行しなければならない。この場合において、年度計画予算を超えて執行してはならない。

(予算の流用)

第8条 理事長は、年度計画予算の範囲内で、予算を変更して執行する必要があると認めたときは、他の予算科目から流用して執行することができる。

2 前項の規定にかかわらず、補助金、目的積立金、寄附金、受託研究費及び受託事業費等を財源とする予算については他の予算を流用し、又は他の予算に流用することはできない。

(予算執行状況報告)

第9条 経理責任者は、予算執行状況を理事長及び経営審議会に適宜報告しなければならない。

(予算執行に関する資料の提出等)

第10条 理事長は、必要があると認めるときは、経理責任者に予算執行に関する資料の提出を求め、又は指示することができる。

第4章 年度計画予算の補正等

(年度計画予算の補正)

第11条 理事長は、必要があると認めるときは、会計規則第10条の規定に基づき、年度計画予算を補正することができる。この場合において、あらかじめその内容について経営審議会において審議し、理事会の議を経なければならない。

2 理事長は、緊急かつやむをえない理由により経営審議会における審議をする時間的余裕がないと認めるときは、経営審議会の審議を経ることなく年度計画予算を補正することができる。

3 前項の規定により年度計画予算の補正を決定したときは、理事長は、速やかに、補正内容を経営審議会に報告しなければならない。

(予算の繰越し)

第12条 予算責任者は、年度計画予算のうち翌年度に繰越す必要があると認めるものがあるときは、会計規則第10条の規定に基づき、繰越予定予算見積書を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、予算の繰越しの手続を承認したときは、次の経営審議会においてこれを報告しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、予算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。